

小川尚義の著作に見る国語意識

中澤 信幸

(文化システム専攻言語科学領域担当)

1 小川尚義について

はじめに

小川尚義 (1869~1947) は台湾語や台湾原住民諸語の研究に従事した言語学者で、最終的には台北帝国大学教授となった人物である。この小川の業績については、これまで主に言語学や台湾語学の立場から検証がなされてきた。2007年9月には、台湾で「台湾語言學一百周年國際學術研討會紀念台灣語言學先驅小川尚義教授」と銘打ったシンポジウムが開催されている¹。また林初梅が編纂した『小川尚義論文集 復刻版 日本統治時代における台湾諸言語研究』²は、これまでの小川研究の集大成であり、これからの小川研究の方向性を示すものといえる。しかしながら、小川の台湾語や台湾原住民諸語の研究に比べて、国語学 (日本語学) についてはこれまで十分に顧みられることはなかった。小川の著作『国民読本参照 仮名遣法』(1902) についても、富田哲 (1998)、黄幸素 (2009)、林初梅 (2012) 等に言及はあるものの、まだまだ十分に分析されているとはいえない。本稿はこの『国民読本参照 仮名遣法』を中心に小川の著述内容を検証し、その国語意識について考察する。そして従来言及されてきた、小川の台湾語をはじめとした言語研究とのつながりについても、考察しようとするものである。

¹ 公式ホームページ参照。http://www.ntcu.edu.tw/taiwanese/ogawal00/a/main.html

またシンポジウムの内容は、『台湾語文研究 第四期 台湾語言學一百周年國際學術研討會：紀念台灣語言學先驅小川尚義教授 論文選集』(台湾語文學會主編, 2009年7月) にまとめられている。

² 三元社, 2012。

1.1 略歴

小川尚義は1869 (明治2) 年に愛媛県松山に生まれ、1896 (明治29) 年に帝国大学文科大学 (現・東京大学) 博言学科を卒業、台湾総督府に勤務する。そこで『日台大辞典』(1907) 等の辞書編纂に携わるとともに、台湾語や台湾原住民諸語の研究に従事した。1928 (昭和3) 年の台北帝国大学の創立に伴い、文政学部言語学教室講師嘱託となったが、2年後には同教室の教授となる。1936 (昭和11) 年には、『原語による台湾高砂族伝説集』で帝国学士院 (現・日本学士院) より恩賜賞を授与されている。1947 (昭和22) 年、郷里の松山で没、享年78歳³。

1.2 学問の背景

小川尚義は帝国大学文科大学で上田万年 (1867~1937) に師事している。上田万年は帝国大学文科大学でチェンバレン (Basil Hall Chamberlain, 1850~1935) に師事し、その後当時言語学の本場であったドイツで学んだ。帰国後帝国大学教授となり、文科大学内に初めて国語研究室を設けた。現代の国語学 (日本語学) の「生みの親」といべき人である。小川もこの上田の薫陶を受けているのである。また上田には「標準語に就きて」⁴という著名な論考があるが、後に述べる小川の「標準語」論もまた、この上田の論考を承けていると考えられる。

一方、小川は大学卒業前に、上田より当時台湾総督府学務部長だった伊沢修二 (1851~1917) に

³ 林初梅 (2012) pp.614-615。

⁴ 『帝国文学』創刊号, 1895。『国語のため』所収, 富山房, 1897。

紹介され、卒業後台湾に渡ることになる⁵。伊沢は台湾における日本語教育の普及に尽力した人物として著名であるが、小川もまた伊沢によって台湾の教育に携わるようになったことに、留意する必要がある。

2 『国民読本参照 仮名遣法』

さて、小川尚義には多数の著作があるが、特に国語（日本語）について述べたものとしては、「仮名遣ニ関スル調」（1900）、「仮名遣に就て」（1900）、そして『国民読本参照 仮名遣法』（1902、以下『仮名遣法』と略称）がある。本稿では小川の国語意識を見るために、以下『仮名遣法』を中心に著述内容を検証していくことにする。

2.1 『仮名遣法』緒言

『仮名遣法』は台湾総督府民政部総務局学務課の編纂で、1902（明治35）年に台湾日日新報社より刊行されている。その緒言には次のようである。

緒言

- 一、本書ハ曩ニ國民讀本編修ノ際ニ當リ臺灣ニ適用スベシ假名遣ニ關シ當時囑托小川尚義ヲシテ調査セシメタルモノナリ
- 二、國民讀本話方教材等ハ凡テ此ノ假名遣法ニヨリテ編成セラレタルモノナルガ故ニ本島公學校ニ於ケル國語綴方ノ標準ヲ示シ教授ノ參考ニ供センガ爲メニ此書ヲ印刷ニ附セリ

明治三十五年二月

民政部總務局學務課

（原文は縦書き。下線部は筆者による。以下同じ。）

これによれば、『仮名遣法』は小川尚義によってまとめられたことがわかる。そしてその目的として、「本島」（台湾）の「公学校」（台湾人のための学校）における「国語（日本語）綴方の標準を示

す」ことが述べられる。

2.2 『仮名遣法』と「仮名遣ニ関スル調」

この『仮名遣法』は、2年前に小川によって述べられた「仮名遣ニ関スル調」（『国語研究会会報』pp.8-37, 1900, 「日本会例会」における演説を文字化したもの）がもとになっている。ただし『仮名遣法』として刊行するにあたり、種々の修正を施している。また「仮名遣ニ関スル調」には緒言は存在しない。

巻末の表に「仮名遣ニ関スル調」と『仮名遣法』との対照一覧を示す。

なお「仮名遣に就て」（『にひたか』11, pp.6-7, 1900）は、「仮名遣ニ関スル調」の「第六 假字遣一定ノ必要」の一部（pp.16-17）と、ほぼ同じ内容となっている。（ただし漢字平仮名交じり文。）

2.3 『仮名遣法』の章立て

次に『仮名遣法』の章立てについて見ておこう。

- 第一 言語ト文字
- 第二 假名遣ノ由來
- 第三 假名遣ノ説明
- 第四 現今假名ノ濫用
- 第五 國語教授上ノ困難
- 第六 假名遣一定ノ諸方案
- 第七 記音假名説ノ得失
- 第八 標準語
- 第九 記音假名法ノ概略
- 第十 臺灣土語記音假名

この章立ては基本的に「仮名遣ニ関スル調」を踏襲しているものの、章題は一部に修正が加えられている。（詳細は巻末の表に示す。）

これを見ると、前半は仮名遣いに関する説明、後半は「記音假名」および台湾語の表記法に関する説明となっていることがわかる。また第八に「標準語」とあるなど、必ずしも仮名遣いに止まらない内容となっている。

⁵ 小川尚義「三十年前の思ひ出」（『台湾教育』272, 1925）。また林初梅（2012）pp.589-590。

3 『仮名遣法』の具体的な内容

それでは、『仮名遣法』の具体的な内容について見ていくことにしよう。

3.1 言語と文字

仮名遣いについて述べる前提として、まず言語と文字について述べる。

人ガ社會團體ノ一分子トシテ、其思想ヲ發表シ、其ノ意志ヲ通ゼントスルニ當リテ、必要ナル道具ハ、言語、文字、顔容、手眞似、身振等、種々雜多ノ方法アリト雖モ、就中最モ精確ニ其用ヲ達スルモノハ、言語ト文字ニ如クハナカルベシ。（p.1）

つまり、人間のコミュニケーションのためには、言語と文字がもっとも大切なものであるというのである。続いて言語と文字の関係について述べる。

言語ハ、音聲ニヨリテ他人ノ聽覺ヲ打ち、文字ハ形體ニヨリテ他人ノ視覺ニ訴フルモノナリト雖モ、其大主意トシテ、己レノ意ヲ他ニ通ズトイフツノ目的ヲ成就スルニ過ギザルナリ。言語ハ如何ナル野蠻人ヲ問ハズ、凡ソ一社會ヲナシ、一團體ヲ形成スル處ニハ、必然的ニ發達シアルモノナレドモ、文字ニ至リテハ人文ノ進歩、或ル程度ニ至ラザレバ發達ノ域ニ達セザルモノトス、（p.1）

つまり、音声も文字もいずれも意志を伝えるためのものであるが、音声言語がすべての人間（民族）に存在するのに対して、文字言語はある程度の文明社会でないと存在しないということを述べる。

続いて文字には「表意」（漢字など）、「熟音」（日本の仮名など）、「單音」（英語・ドイツ語の文字など）の3種類があることを述べた上で、

文字ハ直接ニ思想ヲ發表スルモノニアラズシテ、只言語ヲ有形ニ記スルノ器具タルニ過ギザルヲ知ルベシ。（p.2）

と述べる。つまり文字はあくまで音声言語に従属

するものであるというのである。そして言語の変化について次のように述べる。

言語ニハ、其内容トモイフベキ思想ト、之ヲ發表スル聲音トアリテ、始メテ其用ヲナスモノニシテ、是ノ二者亦常住不變ノモノニアラズ。（中略）言語ノ變化トハ、實ニ此ノ内外二者ノ變化ニ外ナラザルナリ、然ルニ今爰ニ文字ナルモノアリテ、言語ノ意義ヲ有形的ニ發表スルニ至リテハ、言語ノ體裁、是ニヨリテ大體ニ一致シ、皆之ニ歸著スル傾アルガ故ニ、言語變化ノ速度ハ、此ノ固定的器具ノ爲メニ大ニ阻止セラル、ヲ得ルナリ。然リト雖モ、（中略）文字モ亦或ル時期ニ至リテハ、言語ノ變化ニ從テ變化シ、之ニ相應シタル形ヲ取ラザル可カラズ。（pp.2-3）

つまり、音声言語と文字言語では変化の仕方が異なるというのである。そして文字の存在によって、言語の変化はゆるやかになることが述べられる。

日本の伝統的な言語研究、例えば仮名遣い研究や漢字研究などでは、その対象は文字言語が中心であった。一方、西洋の言語学、例えば比較言語学では、その対象は音声言語であった。小川の音声言語に関する認識は、西洋言語学に裏打ちされたものであり、こんにちでも通用するものである。

3.2 假名遣ノ由來

ここでは仮名遣いの歴史について述べる。すなわち、仮名が現れた当時においては、音声をそのまま文字として記していたが、時代が下って仮名用法に変遷が見られるようになり、「源平時代ノ末」におよんで「定家仮名遣い」が登場したことを述べる。そして「定家仮名遣い」は仮名の定め方が独断的であり、その内容も混雑していると批判する。また仮名の定め方について次のようにも述べる。

其ノ標準トスル所ハ、別ニ明言シアラズト雖モ多分音ノ輕重トモイフベキ理由ヲ基礎トシタルモノナルベシトイフ。其故ニ、定家假名

遣ニ於テ「ヲ」ト定メタルモノ、凡ソ二百許リアル中ニ、今日ノ歴史的假名遣ニ合スルモノ三分ノ二ヲ出デザル有様ナリ。(p.4)

いわゆる「定家仮名遣い」において、「お」「を」の使い分けが当時のアクセントによることは、こんにちでは定説となっている。小川にはすでにその認識があったことがわかる。

最後にいわゆる「歴史的仮名遣い」について、次のようにまとめている。

遂ニ徳川氏ニ至リテハ、難波ノ僧契沖ナルモノ傑出シテ、古書ニ基キ當時濫用シ居タル假名遣ヲ、一々ニ古代ノ適例ニ照シテ之ヲ訂正シ、爰ニ今日ノ所謂假名遣法ナルモノ、基礎ヲ置ケリ。以後本居宣長ノ、「ヲ」ノ字ヲ和行ニ配スベキコトヲ發見シ、義門ノ字音ニ於テ、唇内舌内ノ鼻音ヲ區別シタル如キアリ。如此ニシテ、遂ニ假名遣ノ方式ハ成就スルニ至リシナリ。(p.5)

ここでは小川は、契沖を始めとした近世国学者たち、そして「歴史的仮名遣い」を評価しているようである⁶。

3.3 假名遣ノ説明

ここでは実際の仮名遣いについて、「字音」,「國語(即純粹ノ日本語)」,「外國輸入語」の順に説明する。「字音」の項では、まず「漢音」「吳音」「唐音」の三つがあることを説明し、続いていわゆる「字音仮名遣い」について次のように述べる。

然レバ字音假名遣法ハ、是一種ノ死語ヲ記スルガ爲メノ法ニシテ、學者好奇者トシテハ之ヲ研究スベキ必要アランナレドモ今日他ニ是ヨリモ尚要用ニシテ必ズ習フベキ課業ノ多キ人々ニハ、到底此ノ如キ實用的ナラザルモノヲ課スル必要ナキモノトイハザル可ラズ。今字音ガ如何ニ難澁ナル課目ナルカヲ示サン爲メニ左ニ其ノ略表ヲ擧ゲン (p.7)

⁶ ただし「假名遣ニ関スル調」では、この後に「古代の人々はその時代の発音通りに記録したのと同じ理由で、現今の人が現今の発音通りに談話を記録するのは、当然のことである」と述べられる。巻末の表参照。

小川に言わせれば、「字音仮名遣い」は「学者」や「好き者」には必要かも知れないが、その他の人たちにとってはまったく実用的ではない、ということになる。これに続けて、「難澁な字音仮名遣い」の具体例を列挙している。

「國語」の項では、「語詞」(名詞),「テニヲハ」(助詞),「動詞ノ語尾」(活用語尾)の順に、仮名遣いの具体例を列挙する。

「外國輸入語(支那語以外ノ語)」の項では、まず「外國輸入語」(外来語)には、まだ一定の仮名遣い法が定まっていなると述べる。そしてこれらは早晩いずれかに決定すべきであるものの、台湾においては「内地」(日本本土)ほどにはその必要性は認められないと述べる。

3.4 現今假名ノ濫用

ここで小川は、現今行われている仮名遣いが何らかの法則に依ることなく、新聞紙などもこれを顧みていないことを述べる。そして

本國ニ於ケル形勢ニ此ノ如シ、此ノ新領土タル臺灣ニ於テ國語ヲ教授スルニ當リテハ、如何ゾ此ノ如キモノヲ用キルヲ得ベケンヤ、爰ニ於テ假名遣法一定ノ必要ハ起ルナリ。(p.15)

と述べ、新たな仮名遣い法の必要性を訴える。

3.5 國語教授上ノ困難

ここで小川は、台湾においてはまず「談話語」を教えることが急務であると述べる。そして日本語母語話者でない台湾人に日本語を教えることの困難さ、特に「テニヲハ」を教えることの困難さを説く。そして仮名遣いについては次のように述べる。

國語教授ノ困難ナル如此ナルニモ拘ハラズ、尚之ニ加フルニ今日本國人ノ間ニ行ハル、如キ、鶴的ノ假名遣ヲ教フルニ於テハ、彼等ヲシテ其歸着スル所ヲ知ラザラシムルノミナラズ、無用ノ勞力ノ爲メニ、大ニ受教ノ勢力ヲ消耗セシムルノミニシテ、一ノ良結果ヲ得ル

見込ナキコト、實ニ火ヲ睹ルヨリ明ナリトイフベシ。(p.17)

つまり小川は、ただでさえ台湾人に(母語ではない)日本語を教えるのは大変なのに、「鶴のような」仮名遣いを教え込むことは無駄なだけであると述べている。

3.6 仮名遣一定ノ諸方案

ここで小川は、まず次のように述べる。

本國ニ於テ、普通學力アル人々ニヨリテ用キラレ居ル彼ノ亂脈ナル假名遣ハ、到底其ノ儘ニ本島人ニ教授スベキモノニアラズ。否教授スル丈ノ價値アルモノニアラズトスレバ、爰ニ其亂脈ヲ一定シテ之ヲ教授スルノ必要ヲ生ズ。其ノ一定ノ方法ニ付テハ、大略左ノ三主義アリ、(pp.17-18)

つまり小川は、日本において用いられる「乱脈な」仮名遣いは、台湾人には教えるべきではなく(教えるだけの価値はなく)、その「乱脈」を整備した上で教える必要があることを述べる。

この後に、「擬古説」(契沖以来の仮名遣いを厳正に採用)、「折衷説」(「擬古説」と「記音説」との折衷案、「テニヲハ」は古い仮名遣いによる等)、「記音説」(発音通りに記す)の三つの主義を挙げる。その中で小川は「擬古説」と「折衷説」を批判し、「記音説」を支持して次のように述べる。

(三) 記音説 吾人ガ發音スル通りヲ記セント説クモノナリ。是説ハ今日現ニ行ハレ、生命ヲ有セル國語ノ寫眞ヲ作ラントスルモノナレバ、理論上ニ於テハ敢テ非難スベキ點アルコトナシ。此ノ記音説ハ、今日初メテ我國ニ起リタル新問題ニアラズシテ、英國ナドニハ已ニ早クヨリ其ノ説ノ喧傳セラル、モノアリテ、今日ニ至ルマデモ未タ實行ノ運ニ至ラザルハ、實ニ遺憾ナルコトナリト雖モ、其ニハ又種々ノ困難ナル事情アリ、併シ日本、殊ニ臺灣ノ地ニ於テハ、其ニ對シテ起ルベキ困難ハ左程ニ甚シカラザルベキヲ信ズ。今左ニ記音説ノ利害ヲ考究シテ、如何此ノ方法ガ現時

ノ臺灣ニ適當ナルカラ見ントス。(pp.21-22)

小川はこの「記音説」を、理論的には何ら非難するところのない説であるとする。ただこれを実行するには種々の困難があるが、特に台湾においてはそれほど困難はないはずであると述べる。

小川にとっては、発音の通りに記す「記音説」はまさに理想であり、その理想を実現できるのが台湾という場だったのである。

3.7 記音假名説ノ得失

ここでは小川の支持する「記音仮名」について、その長所と短所を述べる。

まず長所として、(イ)発音のままに記すので理論的である、(ロ)古い仮名遣いを学ぶのに比べて、習得に際して「無用の労力」をかける必要がない、といったことを述べる。

次に短所について挙げ、それについて反論する。

まず(イ)旧來行われてきた仮名遣いという慣習を破壊することは、あまりにも大胆であり、このようなことは一朝一夕に実行すべきでないという意見を挙げる。これに対して、実際にはこの慣習を守っていたのは、契沖以来の一部の学者たちであり、普通一般の文章や新聞紙等は守っていないと述べる。そして「記音仮名」は普通の談話語を記す場合に用いるものであり、文章語にまでこれを適用するものではないとする。

次に(ロ)古い仮名遣いでは区分して書き分けられる語を、「記音仮名」では書き分けられないという意見を挙げる。これについては「記音仮名」の弱点を認めながらも、古い仮名遣いについてもそれを正確に記憶していなければ無意味であると反論する。そして日常語でも仮名遣いの使い分けは難解であることを述べ、「厳正な仮名遣い法を主張する人々は、まずこれらの混雑した仮名遣いを使い分けられるだけの覚悟が必要である」と皮肉る。

(ハ)古い仮名遣いでは語本来の意義を知ることができるといふ意見については、語源を尋ねるには古い文籍を見ればよいのであり、こんにちの

生きた言語まで「死法に従って記す必要があろうか」と一蹴する。

(二)「記音仮名」には一定の標準がない、例えば「ツチ」(槌)が複合語になると「カナズチ」(金槌)となってしまうという意見については、「ツチ」が「ズチ」と変わるのとは、「カネ」(金)が「カナ」に変わるのと同じ理であるとし、やはり一蹴する。

最後に(ホ)日本には各地に方言があるので、「記音仮名」にすると互いの意思の疎通ができなくなる、古い仮名遣いによっておけば、学問のある者はこれで互いに意思の疎通を図ることができる、という意見を挙げる。これについて小川は次のように述べる。

即チ談話語ヲ記シテ、互ニ理解セラル、ニ至ルニハ、第一ニ諸方ノ談話語ヲ可成一致セシムルコト、即チ一定ノ標準トスベキ語ヲ定メテ、凡テノ人ガ之ヲ中心トシ、之ニ擬シテ書ク様ニスル必要アリ、是ニ於テ標準語ノ問題ハ起ルナリ。(p.33)

つまり、談話語を記して互いに理解できるようにするためには、各地の談話語を一致させること、すなわち「標準語」を定める必要があることを説いているのである。

3.8 標準語

ここでは、まず「標準語」の必要性について説く。

本國ニ於テ、各地方ノ人々ガ、記音法ニ從ヒテ記セントスルニ、各人皆其標準語ヲ習得シテ之ヲ記スト云フコトハ、甚ダ困難ナルコトナレドモ、一般ニ教育ヲ普及スト云フ點ヨリ考フレバ、言語ハ可成一定ノ標準ヲ置キテ、凡テノ他ノ方言ヲシテ、之ニ近ヨラシムル様ニツトムベキハ、是當然ノ事ナリ。(p.33)

次に、「標準語」とされている東京語が、交通の発達によってだんだん普及していることを述べる。

方今各地交通ノ道大ニ發達シタルガ故ニ、古昔封建時代ニ於ケルガ如キ方言ノ遠心力的ノ

傾向ハ漸々其跡ヲ收メテ自然ニ日本全圖ノ中心タル、東京ノ語ニ近ヅキツ、アルハ現今ノ有様ナリ。勿論各地ノ方言ガ全ク東京化シタル時機アリヤ否ヤ等ニ就テハ、爰ニ斷言シ難キ點ナキニシモアラザレドモ、大體ノ傾向ハ東京ヲ中心トシテ、其方ニ向テ變遷シツ、アルコトハ明ナリ。(pp.33-34)

この「標準語」を必要とする主張、また東京語を「標準語」とすべきであるという主張は、師である上田万年の説を承けているのであろう。

その上で小川は、実際の東京語の性格について、次のように述べる。

而シテ今日其ノ中心トナレル東京ノ言語ハ、如何ナルモノゾト考フルニ、古來東京ノ地ニ固着シ居タル純粹ノ江戸語ニハアラズシテ、各地ヨリ轉ジテ東京ニ於テ勢力ヲ有スルニ至レル人々ガ其ノ故郷ヨリ齎ラシ來リタル諸方言ガ、本來ノ江戸語ト混融シタルモノト見テ差支ナカルベシ (p.34)

つまり、東京語は「純粋な江戸語」とは異なり、各地から転じてきた人々の方言が江戸語と融合して作り上げられたものとしている。そして東京語を「標準語」とした時に、「記音法」を実践する上で生ずる問題点とその解決策について、以下の点に分けて説明する。

- (一)「クワ、グワ」ト「カ、ガ」トノ混同
- (二)「ヒ」ト「シ」トノ混同
- (三)「ヂ、ヅ」ト「ジ、ズ」トノ混同
- (四) 字音「エイ」ノ韻ヲ「エエ」ノ如クニ轉訛スルコト
- (五) 中二段下二段動詞ノ連體言ノ活用
- (六)「ハ」行四段動詞ノ活用

3.9 記音假名法ノ概略

ここでは、まず次のように趣旨を説明する。

記音假名法ハ、發音ノマ、ヲ記スル主義ナレドモ、或ル種類ノ音ニ於テハ、之ヲ書キアラハスニ種々ナル場合アリ、今是等ニ付テ、概略ヲ舉ゲン。(p.44)

つまり、「発音のままに記す」とは言っても、一定のルールが必要になってくる場合があるというのである。

以下、「長音」（符号「ー」を使う場合等）、「重音」（符号「ヽ」「\」を使う場合等）、「拗音」（小文字「ャ」「ュ」「ョ」を使う場合）、「促音」（小文字「ッ」を使う場合）の順に、具体例を挙げて説明を加える。

3.10 臺灣土語記音假名

ここでは先に制定された『訂正十五音字母詳解』（台湾総督府民政部学務課，1901）を承けて、日本の仮名で台湾語音を表すための方策を述べる。その中で、日本語にはない台湾語特有の発音を示すために、新たな記号を付すことも述べる。そして最後に次のように述べる。

如此ニシテ記音的ノ假名ハ、一方ニ於テハ本國語ノ談話ヲ發音ノマ、ニ記シ、一方ニ於テハ臺灣ノ土語ヲ、發音ノマ、ニ寫シテ、廣ク思想ヲ通ズル利器トナルニ至ラバ、日本ノ假名ハ言語ノ機關トシテ満足ニ其職務ヲ盡シタルモノトイフヲ得ルニ至ルベシ。（p.59）

つまり小川は、「記音假名」を用いることによって、日本語の談話だけでなく、台湾語も記すことができるのであり、結果として日本の仮名は「言語の機関として満足にその職務を尽くす」というのである。これがまさに小川が理想とした表記法だったのである。

なお、「假名遣ニ関スル調」の記述によれば、日本の仮名に新たな記号を付して台湾語音を表すという発想は、伊沢修二によるものである。（『假名遣法』ではこの記述は削除されている。巻末の表参照。）

4 小川尚義の国語意識

上に示した『假名遣法』の内容を踏まえて、以下では小川尚義の国語意識について考察することにして。

4.1 近世国学以来の伝統

小川は明治生まれではあるものの、その学問は近世国学以来の伝統を受け継いでいる。それは3.2で述べたように、仮名遣いの由来を説明するに当たって、契沖（1640～1701）、本居宣長（1730～1801）、そして東条義門（1786～1843）の名を挙げていることからわかる⁷。

また3.8で挙げた「標準語」の説明の中で、小川は活用の種類の名称として「中二段」「下二段」を用いているが、この名称は本居春庭（1763～1828）の『詞の八衢』以来国学で受け継がれてきたものである。加えて活用形の名称として

其レハ此クノ如ク記スルヲ要スル場合ハ、終止言ト連體言ノ場合ノミニシテ、其他將然言、已然言、連用言ナドニテハ、（p.43）

などの語が見られるが、これらは東条義門の『活語指南』以来受け継がれてきたものである。

小川の国語意識は、これら近世国学以来の伝統を受け継ぐ中で培われてきたのは間違いない。

4.2 西洋言語学の影響と「記音假名」の主張

しかし小川の学問的背景は、日本の国学の伝統だけには止まらない。3.1で述べたように、音声言語に関する説明は、明らかに西洋言語学に裏打ちされたものである。これは帝国大学文科大学での学問、特に師である上田万年の影響が大きいのであろう。

3.1でも述べたように、小川は言語（音声言語）と文字を区別し、文字は音声言語に従属するものと捉えていた。つまり、本来は文字とは音声言語を忠実に表したものである。小川の「記音假名」の主張も、ここが出発点と考えられる⁸。

しかしこの小川の主張にも拘わらず、日本国内では依然として「歴史的仮名遣い」が使われ続け、

⁷ 小川が中心となって編纂した『日台大辞典』（1907）でも、漢音・呉音の仮名遣いは太田全齋の『漢呉音図』に依っている。中澤（2010）参照。

⁸ 注6にも挙げたように、「假名遣ニ関スル調」では「古代の人々がその時代の発音通りに記録したのと同じ理由で、現今の人が現今の発音通りに談話を記録するのは、当然のことである」と述べていた。

台湾でも1913（大正2）年の『公学校用国民読本』の編纂では、日本本国と同調して「歴史仮名遣い」が使われるようになった⁹。1946（昭和21）年に制定された「現代かなづかい」も、（3.6で挙げた）小川のいう「記音説」ではなく、むしろ「折衷説」（「テニヲハ」は古い仮名遣いによる）に近い。小川が理想とした「記音仮名」は、いまだに実現はしていないのである¹⁰。

4.3 上田万年の影響と「標準語」

3.8で述べたように、小川は「標準語」の必要性について主張していた。これは当然師である上田万年の説を承けたものである。ただし3.7で述べたように、小川の「標準語」主張の目的は、自らの理想である「記音仮名」を普及させることにあった。すなわち「記音仮名」の前提である、音声言語による（全国一律の）意思疎通のためには、「標準語」はどうしても必要なものだったのである。小川は師の説を無批判に受け入れているのではなく、むしろ自分の主張を補強するために利用している。ここに師の説と小川の主張とが融合していると見ることができる。

4.4 台湾語の表記法

3.10で述べたように、小川は「記音仮名」で台湾語音を表すための方策を考えていた。これは小

川の台湾語音、さらには中国語諸方言音に関する知識が背景としてある。これが後の『日台大辞典』（台湾総督府民政部総務局学務課、1907）にもつながるのである。

この『日台大辞典』の「緒言」は台湾語に関する精緻な研究であり、中国語研究史上でも特筆されるべき内容となっている¹¹。

なお3.10でも述べたように、日本の仮名を用いて台湾語音を表すという発想は、伊沢修二によるものである。それに加えて小川は「記音仮名」を用いることで、日本語と台湾語の両方を自在に表記でき、またそれが理想と考えていたようである。

5 おわりに

以上、『仮名遣法』を中心に、小川尚義の国語意識について考察してきた。その中で小川は近世国語学以来の伝統を受け継ぐだけでなく、上田万年や伊沢修二の説も踏まえて、台湾での教育という現実に対して柔軟に対応していたことがわかった。また「記音仮名」に高い理想を持っていたことも明らかになった。この小川の思想や方針は、現在の国語教育や日本語教育でも生かせる部分があるのではないだろうか。

一方、4.2で述べたように、小川が理想とした「記音仮名」は、日本だけでなく台湾においても実現することはなかった。これは小川の学問と、当時の植民地統治や日本語教育のイデオロギーとが対立していた部分として、注目しなければならない。この考察については他日を期することにした。

※本稿は、台湾・南台科技大学で開催された国際学術研討会「『帝国』における国語教育と戦後日本語教育 一旧植民地・占領地教育の過去・現在・未来一」（2013年10月26日）における講演内容をもとに、加筆修正したものである。

⁹ 小川の仮名遣いに関する主張と伊沢修二との関係について、富田哲（1998）では次のように述べる。

このような「台湾人」向けの「日本語」の成立を、総督府の初代学務部長で、1897年に非職となるまで台湾の教育の最高責任者だった伊沢修二は苦々しい思いで見つめていた。1908年に台湾縦貫鉄道貫通式の来賓として台湾にやってきた伊沢は、国語研究会（中略）の後身である台湾教育会での講演で、『日台大辞典』の編纂にあたった小川の功績をたたえる一方で、名指しはしていないものの、小川らによるかなづかいの制定に次のように異議を唱えている（以下略）

¹⁰ この仮名遣いの状況について、蔡茂豊（2007）p.10では次のように述べる。

ここでは日本語の仮名遣いに容喙するつもりはないが、「書く文字」が「読む・話す」のと別々で発音するのは、異民族の台湾人児童にとっては如何なる負担であったかは想像するにあまる。この点から言えば、日本領台初期、台湾の日本語教育に尽くされた小川の卓見と発想は今でも頭が下がるのである。

¹¹ 村上嘉英（1966）および（2004）参照。

引用文献

- 黄幸素 (2009) 「伊澤修二與小川尚義の語言觀 — 從日語教育的觀點論述—」, 『台灣語文研究』 4, pp.95-106, 台灣語文學會
- 蔡茂豊 (2007) 「小川尚義と台湾の日本語教育」, 台灣語言學一百周年國際學術研討會：紀念台灣語言學先驅小川尚義教授
<http://www.ntcu.edu.tw/taiwanese/ogawa100/a/tsuliau/10.%E8%94%A1%E8%8C%82%E8%B1%90.pdf>
- 富田哲 (1998) 「日本統治時代初期台湾における日本語教育 — 国語教授研究会および小川尚義の研究について—」, 『日本語教育』 99, pp.96-107
- 中澤信幸 (2010) 「『日台大辞典』 付載「日台字音便覧」について」, 『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』 7, pp.162-154 (右 pp.1-9)
- 村上嘉英 (1966) 「日本人の台湾における閩南語研究」, 『日本文化』 45, pp.62-108, 天理大学
- 村上嘉英 (2004) 「日本人の台湾語学習と研究の事始め — 序に代えて—」, 王順隆編『新編台日大辞典』, pp.1-20
- 林初梅 (2012) 「言語学者・小川尚義とその時代」, 『小川尚義論文集 復刻版 日本統治時代における台湾諸言語研究』, pp.585-629, 三元社

表 「仮名遣二関スル調」と『仮名遣法』との対照一覧

所在	仮名遣二関スル調	仮名遣法
全般的に	「 <u>假字遣</u> 」	「 <u>假名遣</u> 」
	長音表記「 <u>オー</u> 」「 <u>キュー</u> 」等	長音表記「 <u>オオ</u> 」「 <u>キュウ</u> 」等
緒言	なし	あり
第一	p.8 下「文字ニ ^{イデオグラフィク シラビツク アルファベック} 表意、 <u>熟音</u> 、 <u>単音</u> ノ種類アリ。」(ルビあり)	p.1「文字ニ表意、 <u>熟音</u> 、 <u>単音</u> ノ種類アリ。」(ルビなし)
	p.9 上「 <u>發音</u> ハ又氣候、 <u>人種</u> 、 <u>食物</u> 等、」	p.2「 <u>發音</u> ハ又氣候、 <u>風土</u> 、 <u>食物</u> 等、」
第二	章題「 <u>假字遣</u> ノ由來」	章題「 <u>假名遣</u> ノ由來」
	pp.10-11「勿論契沖以下ノ人々ハ、只文章ニ付テイヒシモノニシテ、勿論今日ノイフ所ノ俗語即談話ニ用キル語ニ付テハ、重キヲ置カザリシガ如シ。サレドモ今日ニ於テハ、俗語ニ對スル考ヘ大ニ其時代ト異ニシテ、俗語ヲ研究シ、俗語ヲ擴張シ、俗語ノ眞價ヲ認め、俗語ハ今日生命アル國語トシテ、古語ハ已ニ死去シタル國語ナリトイフ意見ノ説カル、今日ニ於テハ、古代ノ人々ガ其ノ時代ノ發音ノ通りニ記録シタルト同一ノ理由ヲ以テ、現今ノ人ガ現今ノ發音ノ通りニ其談話ヲ記録スルハ、至當ノコトナリ。(以下略)」	なし
第三	章題「 <u>假字遣</u> ヲ用キル範圍」	章題「 <u>假名遣</u> ノ説明」
	p.11 下「原ト理論的ニ割り出シタル記字法ニシテ、或節ハ古代日本ニ於テ、 <u>實際ニ話サレ、又書カレタルベキモノナレドモ、今日ニ於テハ、此ノ記法ヲ正當トシテ、循守スベキ必要ヲ認ムルコト能ハズ。</u> 」	p.6「原ト理論的ニ割り出シタル記字法ニシテ、今日ニ於テハ、此ノ記法ヲ正當トシテ、循守スベキ必要ヲ認ムルコト能ハズ。」
	なし	p.9「 <u>ヂユウ</u> (重吳)」
	なし	p.9「 <u>デフ</u> (疊)」
	p.12 下「 <u>チュウ</u> (中、 <u>重吳</u>)」	p.9「 <u>チュウ</u> (中)」
	p.12 下「 <u>チャウ</u> (長、 <u>打吳</u> 、 <u>眞吳</u> 、 <u>町吳</u>)」	p.9「 <u>チャウ</u> (長、 <u>打吳</u> 、 <u>町吳</u>)」
	p.12 下「 <u>トー</u> 」	p.9「 <u>トオ</u> (<u>ドオ</u>)」
	p.12 下「 <u>ヒョー</u> 」	p.10「 <u>ヒョオ</u> (<u>ビョオ</u>)」
	p.12 下「 <u>ホー</u> 」	p.10「 <u>ホオ</u> (<u>ボオ</u>)」
	p.13 上「 <u>エウ</u> (雄、 <u>勇吳</u> 裕俗)」	p.10「 <u>ユウ</u> (雄、 <u>勇吳</u> 、裕俗)」
	p.13 上「 <u>リヤウ</u> (良、 <u>令吳</u> 、 <u>虛</u> (<u>ママ</u>) <u>吳</u>)」	p.10「 <u>リヤウ</u> (良、 <u>令吳</u> 、 <u>靈吳</u>)」
	p.13 上「 <u>ボク</u> (<u>ママ</u>) (<u>筧</u> 、 <u>軸</u>)」	p.11「 <u>ヂク</u> (<u>筧</u> 、 <u>軸</u>)」
	p.13 下「 <u>ズイ</u> <u>ズイ</u> (ナシ) <u>ズキ</u> (瑞、 <u>隨</u>)」	なし
	p.13 下「 <u>エ</u> 」の次行に「 <u>フ</u> <u>フ</u> (^{サフライ} <u>侍</u> 、 ^{アフギ} <u>扇</u>)」	p.12「 <u>ホ</u> (^{カホ} <u>顔</u> 、 ^{シホ} <u>鹽</u>)」の下に「 <u>フ</u> <u>フ</u> (^{サフラフ} <u>候</u> 、 ^{アフギ} <u>扇</u>)」
	p.14 上「(2) <u>手爾遠波</u> 」	p.12「(2) <u>テニヲハ</u> 」

所在	仮名遣ニ関スル調	仮名遣法
第三	p.14 上「種々ノ意味ヲ區別シテアラハスモノニモ、亦此ノ混同アリ、タトヘバ」	p.13「種々ノ意味ヲ區別シテアラハスモノニシテ、タトヘバ」
第四	章題「現今假字ノ濫用」	章題「現今假名ノ濫用」
第五	p.15 下「土人ヲシテ一方ニハ我國語ヲ聽テ之ヲ了解シ、」	p.16「土人ヲシテ一方ニハ聽キ或ハ見テ之ヲ了解シ、」
	p.15 下「一方ニハ之ヲ用キテ」	p.16「一方ニハ國語ヲ用キテ」
第六	章題「假字遣一定ノ必要」	章題「假名遣一定ノ諸方案」
	p.17 上「成程字音ハ外國ノ音ヲ日本ノ假字ヲ用キテ寫シタルモノニシテ、其記音ノ正確ナラザルハ勿論ナルベシト雖モ、(中略) 奇異ノ惑トイフコトヲ論點トシタル保守説ノ、取ルニ足ラザルヲ見ルベシ。」	p.19「成程漢字ハ外國ノ輸入物ニ相違ナケレトモ其ノ發音ハ即チ日本の發音ニシテ、純粹ノ國語ト相混ジテ(ママ) 普通ニ廣ク用キラレ、今日ノ國語ヲ形成スルモノナルガ故ニ、(中略) 此ノ如キハ實ニ無用ノ區別ヲナシテ、却テ兒童ノ心カラ浪費スルノミニシテ、何等ノ益アルコトヲ見ザルナリ。」
	p.18 上「(三) 記音説 是即チ吾人ノ主張スル所ニシテ、吾人ガ發音スル通りヲ記セント説クモノナリ。」	p.21「(三) 記音説 吾人ガ發音スル通りヲ記セント説クモノナリ。」
第七	章題「記音假字説ノ得失」	章題「記音假名説ノ得失」
	p.19 下「近來本國ニ於テモ多クアラハル、講談師ノ講釋、演説ノ筆記、言文一致ノ小説等、亦記音的ニ記スルヲ以テ適當ト考ヘラル、ナリ、」	なし
	p.19 下「爰ニ唱ヘラル、記音説ハ必ズシモ漢字ヲ全廢セント主張スルニモアラザレバ、」	p.24「爰ニ唱ヘラル、記音説ハ漢字全廢ノ論トハ自カラ別問題ナレバ」
	p.20 下「此ノ内ニテ記音假字法ノ利用スルコトヲ得ザルモノハ、第一即チ音調ノ抑揚第二ハ其話ノ前後ノ關係、第三ハ語詞ノ變化ノ如キ類ナリ」	なし
	p.22 下「タトヘバ「ツキ」(月) トイフ語ヲ、三日月トイフ様ニ連續セシムルトキハ、「ミカヅキ」トナリテ、「ツキ」カ「ズキ」ト變ス。又「チ」(血) トイフ語ガ、鼻血トイフ様ニ連續スル場合ニハ、「ハナジ」トナリテ「チ」ガ「ジ」ト變スルカ如シ。」	p.29「タトヘバ「ツチ」(槌) トイフ語ヲ、金槌トイフ様ニ連續セシムルトキハ、「カナズチ」トナリテ、「ツチ」ガ「ズチ」ト變ズ。」
	p.22 下「語源トイフ側ヨリハ、同假字ヲ異様ニ用キルトイフ迄ニ、」	p.29「語源トイフ側ヨリハ、同語ニ異様ノ假名ヲ用キルトイフ點ニ、」
	p.23 上「上述ノ場合ハ、即チ語詞ガ連續スルトキニノミ生ズルモノニシテ且ツ其範圍ハ只濁音中ノ「ヂ」ト「ヅ」トノ二ツノ場合ニ過ギザルナリ。然シ」	p.30「上述ノ場合ニ於テ槌ノ「ツチ」ガ「ズチ」ト變ズルハ尚金ノ「カ子」ガ「カナ」ト變ズルト同一ノ理ニシテ少シノ不都合アルコトナシ、即チ」
	p.23 下「近來ノ新聞紙ナトニハ」	p.32「近來ノ人ハ」
	p.24 上「月ノ「ツ」ガ三日月ノ「ズ」トナリ、血ノ「チ」ガ鼻血ノ「ジ」トナルコトヲ以テ、」	p.32「金槌ノ「ヅ」ガ「ズ」トナルコトヲ以テ、」

所在	仮名遣ニ関スル調	仮名遣法
第七	p.24 上「九州人ト奥羽ノ人トノ間ニハホトシド對談シテ、理解スルコトヲ得ザル程ノ方言的差異アリ。」	p.32「九州人ト奥羽ノ人トノ間ニハ對談シテ、ホトシド理解スルコトヲ得ザル程ノ方言的差異アリ。」
	p.24 上「然レドモ、此説亦其正鵠ヲ得ズ、論者ノ云フ所ノ古キ假字法ニ從テ記ストノコトハ、果シテ何ヲ記スル意ナリヤ、文章ヲイフカ、又ハ談話ヲ其マ、ニ記スルコトヲイフカ、若シ文章ヲ記スル意ナラバ、吾人ハ爰ニ、之ニ答フル必要ヲ見ズ。何トナレバ、爰ニイフ所ハ談話體ノ言語ヲ記スルコトニ付テノ、問題ナレバナリ。而シテ若シ談話ヲ其マ、ニ寫スニ於テ、古法ニ依ルトノ意ナラバ、九洲、奥羽ノ談話言ハ、果シテ古法ニヨリテ記セラレ得ルモノナリヤ、又是等ヲ古法ニヨリテ記シタル、古キ類例アリヤ、先ヅ此問題ヲ研究セザル可カラズ。サレドモ吾人ハ、」	p.33「然レドモ、此説亦其正鵠ヲ得ズ、爰ニイフ所ノモノハ普通教育ニ於ケル假名遣ノコトニシテ決シテ已ニ之ヲ知得セル學者ノ爲メニイフニアラザルナリ。サレバ吾人ハ、」
第八	p.25 下「本國ニ於テハ多ク言文一致ノ體ヲ用キ來リ、」	p.35「本國ニ於テモ漸々言文一致ノ體ヲ用キ來リ、」
	p.27 上「之ヨリシテ證據ヲ求ムル便ナシト雖モ、一方ニ臺灣音ノ側面ヨリ考フルニ、臺灣ノ土語ニテハ官、快等ノ音ト、干、皆等ノ音トノ間ニハ、發音上ニ差異アルコト本國ノ西方諸國ノ語ト相似タレトモ、(中略)一方ニテハ本國ニ於テ「カ」ノ勢力ハ漸々上流社會ヲ化シテ、「クワ」ノ音ヲ放逐セントスル傾向アリ、一方ニ於テハ臺灣人ノ發音ハ、「クワ」ヲ極端ニ發音シテ、「コア」ノ如クスル嫌アリ、又之ヲ學ブ方ニ於テハ、」	p.37「之ヨリシテ證據ヲ求ムル便ナシト雖モ、之ヲ學ブ方ニ於テハ、」
	p.28 下「中二段 <small>オタル</small> 語 <small>ウ</small> ル ○起○落○強恨悔懲○(活用の例字にルビなし、以下略)	p.40「中二段 <small>オタル</small> 語 <small>ウ</small> ル ○起○落○強恨悔懲○(活用の例字にルビあり、以下略)
	p.29 下「終止言ニテハ其唱方相似タレトモ終止言ナラザル他ノ働ノ格ニテハ、」	p.42「終止言連體言ニテハ其唱方相似タレトモ其他ノ働ノ格ニテハ、」
	p.29 下「「笑 <small>ワ</small> ス」、 <small>ツクロ</small> 「 <small>ワ</small> ス」」	p.42「「笑 <small>ワ</small> セル」、 <small>ツクロ</small> 「 <small>ワ</small> セル」」
p.30 上「終止言ノミマデ、此ノ兩種ノ語ガ互ニ混同シ易キコトハ、」	p.43「終止言ノミニ於テ、此ノ兩種ノ語ガ互ニ混同スルコトハ、」	
第九	章題「記音假字法ノ概略」	章題「記音假名法ノ概略」
	p.31 上「(1)「ー」ノ符號ヲ用ユルトイフ説ハ、理屈ヨリイハ、至極適當ノモノニシテ、「アー、イー、ウー、エー、オー」、等ノ如ク、」	p.45「(1)「ー」ノ符號ヲ用キルトイフ説ハ、「アー、イー、ウー、エー、オー」、等ノ如ク、」
	p.31 上「且ツ「ー」ノ符號ヲ以テ「ア、イ、ウ、エ、オ」ノ何レノ音ヲモアラハシ得ルガ故ニ、形狀詞或ハ動詞ノ語尾ノ長音ヲアラハス上ニ於テ、甚ダ不便ナル點アリ。或説ニ「ー」ハ符號ニシテ、文字ニアラザルガ故ニ非ナリ、用キル可カラストイフモノアレトモ、漢字ノ重ナル場合ニ(々)ヲ用ヒ、本國ニテモ「ア、」 <small>ア、</small> 「ア、」 <small>ア、</small> 又ハ「イロ、」 <small>イロ、</small> ナトノ符號ヲ用キ來ル例モアレバ、是ノ點ハ決シテ差支ナカル可シト思ハル、ナリ	p.45「且ツ「ー」ノ符號ヲ以テ「ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ」等五十音ノ何レノ音ヲモアラハシ得ルガ故ニ形容詞或ハ動詞ノ語尾ノ長音タトヘバ嬉、淋、食、吸等ヲ「ウレシー」「サビシー」「クー」「スー」ナド、記スルコトナルガ故ニ、甚ダシキ不都合ナル點アリトイハザルベカラズ。

所在	仮名遣ニ関スル調	仮名遣法
第九	p.31 上「(2)長音ニテ上ノ音ガ「オ」韻ニ終ル場合ニハ、「ウ」ヲ用キル方宜シカラシ。」	p.45「(2)長音ニテ上ノ音ガ「オ」韻ニ終ル場合ニハ、「ウ」ヲ用キルトイフ説。」
	p.32 上「三説ノ何レモ差シタル優劣ナシト雖モ、就中是ノ説大ニ適當ト考フルカ故ニ、今ハ是ノ主義ニヨリ長音ヲ記スルコトニ定メント欲ス。」	p.47「三説ノ中是ノ説大ニ適當ト考フルカ故ニ、今ハ是ノ主義ニヨリ長音ヲ記スルコトニ定ムベシ。」
	p.33 上「(4)「ハ行四段「ウウ」ノ韻ヲ有スルモノ「食ウ」「吸ウ」等、」	p.49「(4)「ハ行四段「ウ」列ノ韻ヨリツヅクモノ「食ウ」「吸ウ」等。」
	p.33 上「ナドノ類、皆發音ノマ、ニ記ス。」	p.49「ナドノ類、發音ノマ、ニ記ス。」
	p.33 上「(ほ)感歎詞 嗚呼、唯ナド」(ルビあり)	p.49「(ほ)感歎詞 嗚呼、唯ナドハ」(ルビなし)
	p.33 上「(ハ)外國輸入語 是等ハ、「テエブル」「サアベル」「チャアレス」「メエトル」「フウト」ナド、記ス。」	p.49「(ハ)外國輸入語 是等ハ、「テエブル」「サアベル」「 <u>チヨオク</u> 」「メエトル」「フウト」ナド、記ス。」
	p.33 下「特ニ其事ヲ記シテ「ウ」ノ假字ヲ用キル方ニ、一定セント欲ス。」	p.50「特ニ其事ヲ記シテ「ウ」ノ假名ヲ用キル方ニ一定スルコト、セリ。」
	p.33 下「前ニ長音ノ部ニ擧ゲタル應、王、大、大キイ、嗚呼、唯ナドモ、」	p.50「前ニ長音ノ部ニ擧ゲタル應、王、大キイ、嗚呼、唯ナドモ、」
	p.35 上「實際上ノ便利ノ點ヲ考フレバ、「ツ」ノ字ヲ以テ促音ノ場合ノ符號ト見做シテ用キルコトハ、差支ナカルベシト信ズ。」	p.53「實際上ノ便利ノ點ヲ考フレバ、小字ノ「ツ」ノ字ヲ以テ促音ノ場合ノ符號ト見做シテ用キルニハ、差支ナカルベシ」
	p.35 上「又音便ヨリ訛シテ、促音トナレルモノ左ノ如シ、(イ)動詞連用言ノ場合(以下略)」	なし
第十	章題「臺灣土語記音假字」	章題「臺灣土語記音假名」
	p.35 上「之ヲ臺灣土語(重ニ漳州ノ語)」	p.53「之ヲ臺灣土語(重ニ廈門ノ語)」
	p.35 上「前ニ學務課ニ於テ制定シタル、十五音字母表、及字母詳解ニ出タル假字ナリトス。」	p.53「前ニ學務課ニ於テ制定シタル、訂正十五音字母詳解ニ出タル假名ナリトス。」
	p.35 上「臺灣ノ音ヲ記スルニ方リテハ、原トヨリ古キ假字遣トイフモノナケレバ、前ノ學務部長タリシ伊澤氏ハ、日本ノ假字ニテ」	p.53「臺灣ノ音ヲ記スルニ方リテ、日本ノ假名ニテ」
	p.36 上「是出氣音ハ、「カ」行、「タ」行、「パ」行、「 サ」行ノ四行、廿音ニ限り附屬シテアラハル、音ナリ、」	p.55「是出氣音ハ、「カ」行、「タ」行、「パ」行、「 サ」行ノ四行、ニ限り附屬シテアラハル、音ナリ、」
	p.36 上「コ・オ(kho)コ・ウ」(以下略)	p.55「コ・オ(kh o)コ・ウ(kho)」(以下略)
	なし	p.55「(4)臺灣ニハ「オー」ノ音ニ二様アリ一ハ口ヲ廣ク開イテ發音シーハ口ヲ窄メテ發音スルモノニシテ甲ハ「オオ、コオ、ソオ」等ノ如ク記シ乙ハ「オヲ、コヲ、ソヲ」等ノ如ク記スルコト、セリ、従前ハ乙ヲ記スルニ「オウ、コウ、ソウ」等ノ如ク記シ來リシガ、カクテハ「ウ」ノ音ヲ發スル恐アリテ記音法ノ精神ニ適ハズ故ニ五十音中「ワ」行ノ「ヲ」ノ字ヲ利用シテ之ニ配當スルコト、セリ。」

所在	仮名遣ニ関スル調	仮名遣法
第十	p.36 上「 <u>(4)</u> 臺灣音ハ、鼻音ニ三種アリ、」	p.56 「 <u>(5)</u> 臺灣音ハ、鼻音ニ三種アリ、」
	p.37 上「今臺灣語ノ凡テノ音（爰ニハ重ニ <u>漳州</u> 又ハ <u>厦門語</u> ニ付テイフ）ヲ假字ヲ以テアラハサントスルニハ、」	p.58 「今臺灣語ノ凡テノ音（爰ニハ重ニ <u>厦門</u> 又ハ <u>漳州語</u> ニ付テイフ）ヲ假名ヲ以テアラハサントスルニハ、」

※細かな言い回しの修正，ミスプリントの修正等は除く。下線部は筆者による。

從小川尚義的著作來看國語意識

中澤 信幸

（文化系統專業語言科學領域擔當）

小川尚義（1869～1947）是研究台語和台灣各種原住民語言的語言學者，最終成為台北帝國大學名譽教授的大人物。關於小川教授的研究成果，從古迄今主要都是從語言學和台語學的立場來做驗證。特別是林初梅所編纂的《小川尚義論文集 復刻版 在日本統治時代的台灣多種語言研究》一書，可說是統整小川畢生研究的集大成之作，其中更指出了小川往後研究的方向性。然而，比起小川的台語和台灣各種原住民語言的研究，可以發現他在國語學（此指日本語學）的部分並沒有被充分地提及與回顧。所以本稿將以小川的著作《國民讀本所參照的假名使用法》（1902）一書為中心驗證其著作內容，並考察其中的國語意識。

小川不僅繼承了近代以來日本古典學的傳統，還根據了上田萬年與伊澤修二的學說，靈活地將語言教育應用在台灣的現實面。所以同樣地，對於表記發音所使用的「記音假字法」抱著崇高的理想。針對小川的思想與方針，希望也能有效地利用在現代的國語教育和日本教育上面。